

番号	内容	関係条項
20	開発許可が不要となる場合について	法第 29 条

都市計画法第 29 条第 1 項及び第 2 項の各号の規定により、以下の開発行為については許可不要となります。

	内 容	該当条項
1	一定規模未満の開発行為 { 市街化区域 ：1,000 平方メートル未満 非線引都市計画区域・準都市計画区域 ：3,000 平方メートル未満	法第 29 条第 1 項第 1 号、政令第 19 条第 1 項
2	農林漁業のための建築物及びそれらの業務に従事する者の住宅に係る開発行為	法第 29 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、政令第 20 条
3	公益上必要な建築物を建築するための開発行為	法第 29 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 2 号、政令第 21 条
4	都市計画事業により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 2 号
5	土地区画整理事業により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 5 号
6	市街地再開発事業により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 6 号
7	住宅街区整備事業により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 7 号
8	防災街区整備事業により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 8 号
9	公有水面埋立法により行う開発行為	法第 29 条第 1 項第 9 号、同条第 2 項第 2 号
10	非常災害の応急措置のための開発行為	法第 29 条第 1 項第 10 号、同条第 2 項第 2 号
11	通常管理行為、軽易な開発行為等 ※詳細は補足のとおり	法第 29 条第 1 項第 11 号、同条第 2 項第 2 号、政令第 22 条
12	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における 1 ヘクタール未満の開発行為	法第 29 条第 2 項、政令第 22 条の 2

【補足】「通常の管理行為、軽易な開発行為等」（法第 29 条第 1 項第 11 号）について

通常の管理行為、軽易な行為で、無秩序な市街化の防止の面で著しい弊害は生じるおそれのない次のような建築物等の建築又は建設を目的とする開発行為については、都市計画法施行令第 22 条の規定により開発許可不要となります。

	内 容	該当条項
1	仮設建築物又は土木事業等に一時的に使用するための 第一種特定工作物	政令第 22 条第 1 号
2	車庫、物置等の付属建築物	政令第 22 条第 2 号
3	面積 10 ㎡以内の増築・増設	政令第 22 条第 3 号
4	用途の変更を伴わない改築	政令第 22 条第 4 号
5	面積 10 ㎡以内の改築	政令第 22 条第 5 号
6	市街化調整区域居住者が自ら営む日常生活用品の販売 等のための店舗等の新築 ※延床面積は 50 ㎡以内（延床面積の 50％以上は業務 用に使用） ※敷地の規模は 100 ㎡以内	政令第 22 条第 6 号

【注意】開発許可が不要であっても、建築物の建築を行う際の建築確認において、建築主事又は確認
検査機関から都市計画法に適合していることの証明が求められる場合がありますので、上表の開
発行為許可不要の対象となる開発行為を行うときは、必ず事前に開発許可審査担当まで相談の
上、開発許可が不要であることの確認を受けていただきますようお願いします。